

令和4年度 介護職員等の処遇改善について

令和5年6月

社会福祉法人こしば福祉会の処遇改善に係る加算の算定状況と介護職員等の処遇改善の取組み状況について公開します。

1 加算の算定状況

事業所名	サービス名	処遇改善加算 加算区分	特定加算 加算区分
介護老人保健施設トマト	介護老人保健施設	加算Ⅰ	特定Ⅰ
介護老人保健施設トマト 短期入所療養介護	短期入所療養介護（老健）	加算Ⅰ	特定Ⅰ
介護老人保健施設トマト （予防）短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護 （老健）	加算Ⅰ	特定Ⅰ
介護老人保健施設トマト 通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	加算Ⅰ	特定Ⅰ
介護老人保健施設トマト （予防）通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテー ション	加算Ⅰ	特定Ⅰ
ヘルパーステーショントマト	訪問介護	加算Ⅰ	特定Ⅱ
ヘルパーステーショントマト	訪問型サービス（総合事業）	加算Ⅰ	特定Ⅱ

2 賃金等の改善状況

処遇改善加算については、介護職員（パート職員も含む）に対して定期昇給・特別昇給の実施、夜勤手当の増額並びに遅番・早番手当、年末年始手当及び特別助成金の支給を行ってきました。

令和元年10月からは特定処遇改善加算が、更に令和4年10月からはベースアップ等支援加算が創設され、対象となる職員の範囲も拡大されたことから、概ね次の基準により3つのグループに区分し、昇給、特別助成金の支給、賞与への加算等により処遇改善に取り組んでいます。

- (1) 介護職員のうち介護福祉士資格を取得して10年以上かつ当会に勤続10年以上の者
- (2) (1)に該当しない介護職員
- (3) 介護職員以外の職員

この結果、令和4年度は次の通り賃金改善を実施しました。

- ・ 処遇改善加算による賃金改善 19,036,705円
- ・ 特定処遇改善加算による賃金改善 21,015,320円
- ・ ベースアップ等支援加算による賃金改善 1,758,000円

3 環境改善等の取組み

(1) 資質の向上

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修等に対する受講支援

(2) 労働環境・処遇の改善

- ・ ICT 活用による業務省力化
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に係る感染症対応業務手当の創設

(3) その他

- ・ 非正規から正規職員への転換